

九州漢方研究会会則

昭和 33 年 9 月施行 昭和 53 年 4 月改正 昭和 57 年 4 月一部改正 昭和 62 年 4 月一部改正平成元年 4 月一部改正 平成 5 年 4 月一部改正 平成 11 年 4 月・平成 12 年 10 月一部改正平成 14 年 4 月一部改正 平成 16 年 7 月一部改正 平成 19 年 3 月・平成 21 年 4 月一部改正平成 27 年 4 月改正

1. 名 称 本会は九州漢方研究会と称する。
2. 事 務 所 本会の事務所は原則として福岡市内に置き、細則に住所を記載する。
3. 目 的 本会は会員と国民に対して東洋医学の正しい研究と、実際の応用を研究し、国民の健康増進と保持に寄与し普及する事を目的とする。
4. 事 業 本会はその目的達成のため、下記の事業を行う。
 - (1) 機関誌「九州漢方」の発行（随時）
 - (2) 研究会等の開催（毎月 1 回）
 - (3) 薬用植物の観察・採集指導（随時）
 - (4) 特別講演会の開催（年 1 回）
 - (5) 東洋医学の正しい知識と本会の存在を地域社会に浸透させる為の活動
 - (6) その他、前項の目的を達成する為に必要な事業
5. 会員及び会費 本会の会員及び会費は、次の通りとする。
 - (1) 会員は本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めるものとする。
 - (2) 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、その事業を後援するものとする。
 - (3) 会員が次の各号の一項目以上に該当するときは、理事会の議決を経て、除名することが出来る。
 - ① 当会の名誉を傷つけ、または当会の目的に違反する行為があったとき。
 - ② 当会の会員としての義務に違反したとき。
 - (4) 前項の規定による除名は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ、行うことは出来ない。
6. 役 員 本会に次の役員をおく。
 - (1) 会長 1 名 副会長 2 名までおくことが出来る。 理事長 1 名 副理事長若干名 理事若干名（内会計理事 1 名） 監事 2 名とする。
 - (2) 役員を選出は、下記により行う。
 - ① 理事の選出は「理事選出に関する規定」による。（理事は理事会を構成し、会の重要事項を審議し、会務を遂行する。）
 - ② 理事長は理事の互選により選出する。（理事長は会務執行の責に任じ、事務局を総括する。又、副理事長は理事長に事故がある時、これを代行する。）
 - ③ 監事は理事会が推薦し、総会の承認を経て会長が選任する。
 - ④ 会長、副会長は理事会が推薦し、総会で決定する。

会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長に事故があるときこれを代理する。

 - ⑥ 役員任期は 4 年とし留任を妨げない。
 - ⑦ 本会に名誉会長及び顧問並びに参加をおくことが出来る。
- 7 総会、理事会及び委員会
(総会の招集)

(1) 総会は、通常総会及び臨時総会とし、理事長が召集する、

2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は第3項に規定するもののほか必要がある時はいつでも、理事会の議決を経て、召集する。

3 総会の召集は、会日の10日前までに到達するように会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面もしくは電子的方法により各会員に発して行うものとする。

(総会の成立及び議事等)

(2) 総会は会員の過半数の出席（書面出席も含む）により成立する。

議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会の議長は、原則として会長とする。

3 総会においては、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使するものを除く）の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

4 総会の議決事項について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。

5 総会においては、延期又は続行の議決をすることができる。

(特別の議決)

(3) 次の事項は総会が成立し、出席者の3分の2以上による議決を必要とする。

①会の解散又は合併

(総会の議事録)・

(4) 総会の議事については、議事録を作成し、議事録書名人が署名しなければならない。

2 議事録には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

①開会の日時及び場所

②会員数及びその出席者数

③議事の経過の要領

④議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(理事会),

(5) 本会に理事会を置く。

2 理事会は、会長が召集する。

3 理事会の召集は、各理事に対し、会日の7日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

但し、理事全員の同意ある場合は、召集手続きの一部を省略することができる。

4 理事は、必要があると認めるときは、いつでも会長に対し、理事会の召集を請求することができる。

5 前項の請求をした理事は、会長がその請求の日から5日以内に正当な理由がないのに理事会の召集手続をしない場合は、第2項の規定にかかわらず自ら理事会を召集することができる。

(理事会の議決事項)

(6) 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

①総会に提出する議案

②その他業務の執行に関し重要な事項

(理事会の議事等)

(7) 理事会の議長は、会長をもってあてる。

2 理事会における各理事の議決権は、各1個とする、

3 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

4 理事は、やむをえない理由がある場合は、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議事録)

(8) 理事会の議事録については、総会の議事録の規定を準用する。

(委員会)

(9) 本会は、その事業の執行に関し理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、総会において定める。

8. 会 計 本会の会計は次の通りとする。

(1) 本会の経費は会員の会費、賛助会員その他の寄付金及び事業に伴う収入によるものとする。

(2) 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

9. 休 会 申し出により休会を認める。休会の限度は一年とする

10. 退 会 1年間会費未納の会員は退会したものとする。

11. 会則の変更 本会会則の変更は総会の議決による。

この会則は平成27年4月26日からこれを実施する。

細 則

平成22年2月一部改正 平成22年4月一部改正 平成26年2月一部改正

令和5年1月一部改正 令和5年12月一部改訂 令和6年2月一部改訂 令和6年10月27日一部改訂

第1条 この規定は、九州漢方研究会会則の事務所及び会費、慶弔見舞に関する基本的事項を定めるものである

第2条 第2条 九州漢方研究会事務局住所を福岡市中央区舞鶴1丁目8-11とする。

九州漢方研究会会計担当理事を城戸和智とし、その住所を糟屋郡篠栗町田中180とする。

第3条 九州漢方研究会の入会金及び会費を次のとおりとする。

入会金 10,000円(学生は5,000円)

年会費 30,000円(年間)(学生は5,000円)

年度途中入会者の年会費は2,500円×残り月数とする。

特別会員としては、九州漢方研究会以外の会員(日本漢方交流会会員・日本生薬学会会員)とし、聴講料3,000円(1回)を徴収する。

会員外聴講料 5,000円(1回)(学生は1,000円)

ここでいう学生とは医療関係の大学（大学院を含む）に在籍するものとする。

第4条 会員又は役員もしくは功労者に慶弔見舞に該当するような事項が生じたときは、理事会で協議の上、当研究会の名において、下記のとおりこれを支出する事ができる。

- (1) 会員の場合は、事務局に弔事の通知があった場合に限り、弔電及び生花一基を出し、香典として金5,000円を支出する。
- (2) 役員の場合は、事務局に対する弔事の通知の有無に拘わらず、弔電及び生花一对を出し、香典として金10,000円を支出する。役員の親族（1親等以内）は弔電及び生花一基を出し、香典として金5,000円を支給する。
- (3) 功労者の場合及び慶事・見舞は、会長が判断し、そのつど理由を記録しておく。

第5条 講師謝礼の金額及び懇親会の補助金額は理事会で検討する。

- (1) 内部講師の講師料は1回5,000円とするが、財務状況に応じ、会長と会計理事の話し合いで変更することができる。
- (2) 日本漢方交流会学術総会の参加者にはレポートの提出があれば参加費を支給できる。
- (3) 日本漢方交流会学術総会の発表者には、参加費、懇親会費、交通費、宿泊費を支給できる。ただし発表者は後日の例会にて報告するものとする。

第6条 本細則の変更は理事会の議決による。

第7条 事務所は原則として福岡市内の設置が望ましいが、適任者がいない場合はこの限りではない。

この細則は 令和 6 年 3 月 1 日からこれを実施する。

九州漢方研究会基金管理委員会規定

本規定は、7.基金の処分に則り、九州漢方研究会会計に繰入れる事が決定した。

平成 20 年 7 月 27 日

九州漢方研究会基金管理委員会

理事選出に関する規定

令和 5 年 12 月一部改訂

1. 本規定では九州漢方研究会理事定数及び選出方法を定める。
2. 九州漢方研究会理事の定数は8名から12名とする。
3. 理事の選出は事前に会員に被選挙者を知らせ、投票を行い、当分の間、集計結果の上位10名を理事候補とする。
4. 理事の被選挙者は在籍している正会員で在籍期間が連続1年以上の者であり、かつ前年度の出席が2分の1以上の者が対象となる。また会員が50名に達しない場合は、この限りではない。ただし本会の講師にあっては出席条件は適用されない。
5. 理事候補は総会の承認をもって正式に理事となる。
6. 本規定の変更は理事会の議決による。

この規定は平成26年7月27日からこれを実施する。